

ビジネスローン

融資枠最大 1,000 万円までお借入可能

融資枠内でいつでも自由にお借入・ご返済いただけます

来店不要
ネット完結
申込～返済

詳しいご案内は
こちらから▶



融資枠型
ビジネスローン | あんしんワイド

借入限度額

初回
利用時
最大 **1,000** 万円

金利

年利 **0.9%~14.0%**



審査に
かかる
時間は?

審査申込～お借入まで
最短2営業日程度

必要
書類は?

直近2カ月分の入出金明細のみ
不要 信用保証協会・代表者保証・担保・決算書

お客様の声をご紹介します



A 社さま

便利な点は、自由なタイミングで、事業利用の範囲内であれば使い道を制限されずに借りられるところ。
(投機資金などにはご利用いただけません)



B 社さま

売上入金までの間の運転資金として活用しています。融資枠があるので色々なチャレンジができています。私にとっては安心材料です。

※本サービスのお申込後、当社所定の審査を行います。審査の結果、ご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

口座をご開設いただきありがとうございます

GMO あおぞらネット銀行 口座ご利用ガイド

当社のおすすめサービスをご案内いたします。
ぜひご利用ください。

振込 P2

ビジネスデビットカード P3

ビジネスローン P4



まずはここから

インターネットバンキングの初期設定方法

STEP 1

ログイン ID・パスワードをご確認ください。

詳しいご案内は
こちらから▶



< 口座開設申込時の本人確認方法により異なります >



自撮り動画(セルフィー)にてご提出の場合



書類のアップロードまたは郵送
にてご提出の場合

ID・パスワード 「法人口座開設ナビ」トップ画面で通知

法人口座開設ナビにアクセスするための受付番号は、
口座開設完了時に届くメールにてご確認ください。



法人口座開設ナビ
はこちら



ID

同封の

「ご利用に関する大切なご案内」に記載

パスワード

取引責任者さまのご住所に郵送する
「サンクスレター(ハガキ)」に記載

STEP 2

インターネットバンキングにログイン後、
画面の案内に沿って初期設定をお願いします。



ログインID・
パスワードを
入力する



▲ログインは
こちらから

その他のサービス

おトクなサービスをラインアップ

インターネットバンキングで **24時間365日** 利用可能です! (※システムメンテナンス時を除く)

入出金明細照会・円定期預金

海外送金

振込、振替、Pay-easy(ペイジー)

外貨預金、GMO あおぞら FX

など



GMO あおぞらネット銀行

150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3 渋谷フクラス
登録金融機関 関東財務局長(登金)第 665 号
一般社団法人 金融先物取引業協会加入

【お問い合わせについて】

GMO あおぞら 法人 検索

※当社 Web サイトよりログインいただき、「お問い合わせ」をご利用ください。

当社 Web サイト▼



※振込料金ととく会員、ビジネスデビットカード、あんしんワイド、円定期預金、振替、Pay-easy(ペイジー)、海外送金、外貨預金、GMO あおぞら FX のご利用にあたっての注意点・詳細については、当社 Web サイトおよび商品概要説明書をご確認ください。 ※本資料に記載の料金はすべて税込金額です。

入金方法

口座への入金方法は2通り

ビジネスデビットカードのご利用には、**口座残高が必要**です。

方法 1

ほかの銀行から当社口座へお振込

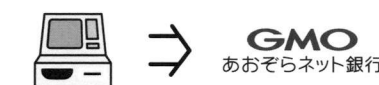


支店名や口座番号は同封の
「ご利用に関する大切な
ご案内」もしくはカード裏面
でご確認いただけます。



方法 2

提携 ATM から現金で入金



24時間365日 入金可能

セブン銀行 イオン銀行 ゆうちょ銀行

※メンテナンス時は除く。 ※入金手数料 110 円(税込)/回がかかります。

振込

毎月20回無料の特典をプレゼント

コスト削減にお役立てください!

振込手数料 業界最安値水準*

他行宛て

当社宛て

一律 145円 無料

24時間 365日 取引可能

(システムメンテナンス時を除く)

商品詳細は はこちらから▶



お申込不要

お客さまは 特典の対象です ぜひご利用ください!

他行宛て振込手数料

毎月20回無料



<会社設立後経過年数>

<特典付与期間>

1年以上のお客さま

口座開設日の翌々月まで

1年未満のお客さま

登記上の会社設立日から1年後の月まで

会社設立後の経過年数によって特典付与期間が異なります。

※2024年6月7日時点の各公表資料等による当社調べ。調査対象範囲は、大手行およびインターネット専門銀行のうち法人顧客向け口座を提供している銀行を対象としています。また、各社の手数料割引プログラムの期間限定等のキャンペーン等は除いております。

振込件数が多いお客さまにオススメ

他行宛て 振込手数料 振込料金ととくとく会員

他行宛ての振込件数が月間60件の場合 (2024年6月7日現在 当社調べ)

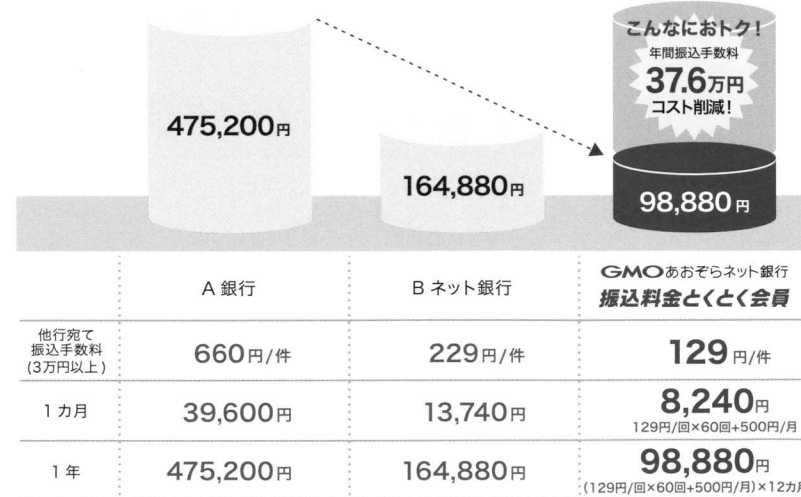
月額利用料 500円で 一律 129円

さらにこんな特典も!

提携ATM 出金手数料 110円/回 > 月5回無料!*

ビジネス デビットカード 追加発行手数料 1,100円/枚 > 無料!*

※1 代表口座と追加口座を合わせた合計回数。無料回数は翌月に繰り越してできません。 ※2 1口座1枚の発行となります。追加口座は最大19口座まで開設できます。振込料金ととくとく会員をご契約のお客さまは追加口座の初回発行のみ無料。盗難・紛失等で再発行(2回目以降)された場合は当社所定の手数料がかかります。サブカードの発行手数料は対象外です。



ビジネスデビットカード

ご利用金額の最大1%を現金還元!

還元率業界最高水準 (2024年6月7日現在 当社調べ)

ご利用金額の最大 1% ※ 現金還元!

※税金や公共料金など一部キャッシュバック率が異なる利用先がございます。詳細は当社 Web サイトでご確認ください。

手数料・年会費 無料

ビジネスデビットカードのご利用には、口座残高が必要です

商品詳細は はこちらから▶



現金決済より断然おトク。ぜひご利用ください!

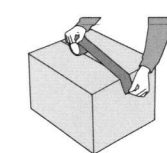
携帯電話の利用料金 (年間)



12万円の利用

1,200円 キャッシュバック

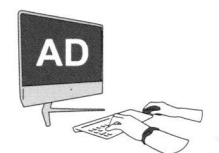
商品の買い付け



2,000万円の利用

20万円 キャッシュバック

ネット広告の支払い



50万円の利用

5,000円 キャッシュバック



このマークがあるお店やネットショッピングでご利用可能です ※クレジットカードが使えるお店で決済できます

ご利用のたびに メールでお知らせ

利用限度額



< Mastercard >

1日 1,000万円/枚



< Visa >

1日 500万円/枚

※カード発行枚数が増えると1日の利用限度額も増加します。 ※当社審査により限度額をMastercard1,000万円/Visa500万円以上に増額することも可能です。

カードをたくさん持ちたい・従業員に経費精算用カードを配布したいお客さまにオススメ

サブカード発行・管理サービス

従業員一人ひとりにデビット支払い専用カード「サブカード」を発行し決済することで、立替清算・小口現金の削減につながります



- 最大9,998枚発行可能*
- サブカード専用管理機能
- デビット支払い専用カード

※カードレスタイプは発行手数料無料です。



発行方法・詳細は はこちらから

事業主のあたりまえ川柳

ひとりでも
働く職場に
労働保険



— 守る責任。加入する義務。 —

労働保険

労災保険

+

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティネットとして重要な役割を果たします。事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。



事業主の
あたりまえ川柳
公開中!

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能!口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶

<https://www.mhlw.go.jp/>

労働保険 特設サイト



または二次元コードから ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続について

「労働保険」とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の総称です。このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

！ 新規開業事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。



労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。



●労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

●短時間労働者(パート、アルバイト等)について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。



電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら ▶ [労働保険 電子申請](#)



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら ▶ [労働保険 口座振替納付](#)



重要

適格請求書発行事業者の皆様へ

- 適格請求書発行事業者として登録された情報（氏名・法人名・登録番号など）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。
また、登録日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。

国税庁 適格請求書
発行事業者公表サイト



1

適格請求書の交付

取引の相手方の求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付する。

2

適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。

3

修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。

4

写しの保存

交付した適格請求書の写しを保存する。

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります（事業者免税点制度の適用はありません。）。（裏面も併せてご覧ください。）

- 次の場合は、所轄税務署への届出が必要となります。

手続の内容	提出すべき届出書等
公表事項の追加・変更手続 氏名・名称、法人の本店所在地を変更する場合 個人事業者等の主たる屋号などを追加・変更する場合	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書 ^(※1) 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書
登録失効手続 登録の取消しを求める場合 事業を廃止した場合 法人が合併により消滅した場合 登録を受けた個人事業者が死亡した場合	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書 ^(※2,3) 事業廃止届出書 ^(※4) 合併による法人の消滅届出書 ^(※4) 適格請求書発行事業者の死亡届出書 ^(※4)

- ※1 法人について、「名称」又は「本店又は主たる事務所の所在地」に異動があり、その旨を記載した異動届出書を提出した場合、提出を省略することができます。
- ※2 消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者が免税事業者になる場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出が併せて必要となります。
- ※3 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用を受けて登録を受けた場合には、登録の取消しを受けたとしても、登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、消費税の申告が必要となります（令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けた場合を除きます。）。
- ※4 事業廃止届出書、合併による法人の消滅届出書又は適格請求書発行事業者の死亡届出書を提出している場合は、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書の提出は不要です。

【ご注意ください】登録の取消しについて

税務署長は、次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録を取り消すことができます。

- 1年以上所在不明である場合（「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者との必要な連絡が取れないときをいいます。）
- 事業を廃止したと認められる場合
- 合併により消滅したと認められる場合（法人の場合）
- 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合
- 虚偽の内容を記載した適格請求書発行事業者の登録申請書を提出して登録を受けた場合

「適格請求書発行事業者の登録通知書」は、原則として再発行を行いませんので大切に保管してください。



適格請求書発行事業者は消費税の申告が必要になります

消費税の申告について

免税事業者の方が登録を受けた場合は、登録日以降の課税資産の譲渡等について、消費税の申告をすることとなります。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付けおよび役務の提供です。なお、個人事業者の方は、「確定申告書等作成コーナー」により消費税の確定申告書を作成することができ、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）があればe-Tax（電子申告）による提出が可能です。

確定申告書等
作成コーナー



中小事業者の方へ

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けた場合の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割とする2割特例**が設けられています。

○ 2割特例による計算方法

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 × 80%

売上税額の
2割

(例) 1年間の売上げが700万円（税70万円）の場合

70万円（売上税額） × 80% = 56万円（仕入税額）

70万円（売上税額） - 56万円（仕入税額） = 14万円（納付税額）

2割特例特設ページ



- 【ポイント】
- ① この特例は、免税事業者から適格請求書発行事業者になった事業者の方などが対象です。
 - ② 適用期間は、**令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間**です。
 - ③ 事前に届出書を提出する必要はありません。
- ※ 詳細は、国税庁ホームページ「2割特例特設ページ」をご確認ください。

(参考) 簡易課税制度

事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出する制度です。

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 × みなし仕入率

(例) サービス業
の場合は50%

(例) 1年間の売上げが700万円（税70万円）の場合

70万円（売上税額） × 50% = 35万円（仕入税額）

70万円（売上税額） - 35万円（仕入税額） = 35万円（納付税額）

簡易課税制度
の概要



- 【ポイント】
- ① 事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を管轄の税務署長に提出する必要があります。
 - ② 基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間のみ適用できます。

インボイス制度
特設サイト



さらに詳しくお知りになりたい方へ

○ インボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要やQ & A、各種説明会、申請手続、消費税の申告手続に関する情報等を掲載しています。

○ インボイス制度についてのお問い合わせは

- ・ 一般的なご質問 ⇒ チャットボット（AIを活用して24時間自動でお答えします）
インボイスコールセンター 0120-205-553【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）
- ・ 個別のご相談 ⇒ 所轄の税務署（事前に日時をご予約の上、ご相談ください）

※ お電話の場合には、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

チャットボット



(国税庁 法人番号7000012050002)

健康保険証は2024年12月2日に廃止

マイナ
保険証
始まっています!

医療機関の受診は マイナ保険証で

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの

今から使おう!マイナ保険証 なにが変わったの?

メリット

1 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。
(本人が同意した場合のみ)



医師の声

Q オンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか?

A 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能となります

他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまったら、健康被害につながっていたかもしれません。事前に薬剤・診療情報を閲覧していたため、重複処方を避けることができました。

メリット

2 手続きなしで高額な窓口負担が不要に!! ※住民税非課税の方は手続きが必要です。

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。協会けんぽへの手続きは必要ありません。



患者の声

Q オンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか?

A 申請しなくても窓口での支払いが減額されました

急に入院することになり、協会けんぽに限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元バーコードからご確認ください。

厚生労働省作成動画 ▶【何が便利になるの?メリット編】





保険証（70歳以上の方には高齢受給者証も併せて）を送付しますので、被保険者様にお渡しください。

なお、被保険者（本人）の資格取得届と、被扶養者（ご家族）の被扶養者異動届を同時に日本年金機構に提出された場合でも、日本年金機構での処理状況により処理日が異なる場合は、被扶養者（ご家族）の保険証は別日での発行となりますのでご了承ください。

【マイナ保険証を積極的にご利用ください】

マイナンバーカードを保険証として利用登録することで、利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を使って医療機関を受診することができます。

マイナンバーカードの保険証としての利用登録は、マイナポータルやセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証カードリーダーでできます。

※令和6年12月2日以降、新たに保険証は発行されず、マイナンバーカードを保険証として利用することを基本とした仕組みに移行します。

日本年金機構に提出された資格取得届などにマイナンバーを正確に記入いただいた場合、保険証がお手元に届いた時点で、オンライン資格確認システムへのデータ登録が原則完了しています。マイナンバーカードを保険証として利用登録し、マイナポータルで健康保険の資格情報が反映されていることをご確認の上、ぜひマイナ保険証による医療機関への受診をお願いいたします。

資格取得届等にマイナンバーを記入いただいていない場合は、オンライン資格確認へのデータ登録に時間を要します。そのため、マイナ保険証で医療機関等を受診する場合等には、医療機関への受診前に、マイナポータルで現在の健康保険の資格情報が反映されているかをご確認いただくようお願いいたします。

【マイナンバーカードを限度額適用認定証としてもご利用いただけます】

マイナンバーカードを保険証として利用登録することで、窓口での保険診療分のご負担が自己負担限度額までとなりますので、限度額適用認定証の申請は不要となります。

※オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等で受診される場合や、協会けんぽにマイナンバーの登録が行われていない場合、住民税が非課税の方の場合は、従来どおり限度額適用認定証等を医療機関等の窓口に出す必要があります。

【基準収入額適用申請について】

高齢受給者証をお送りした被保険者のうち、一部負担金の割合が3割の方には、「基準収入額適用申請書（新規判定用）」「基準収入額適用申請書（新規判定用）記入の手引き」も送付しております。

収入額が一定の基準（基準収入額）に満たない場合は、申請により一部負担金の割合が2割となります。

詳細については、同封の「基準収入額適用申請書（新規判定用）記入の手引き」をご確認ください。

なお、基準収入額を超える場合は申請不要です。

【氏名変更・住所変更届の手続きについて】

マイナンバー制度の導入により、平成30年3月から日本年金機構への健康保険・厚生年金保険の被保険者氏名変更届・住所変更届の提出が原則不要となりました。

氏名変更後の新しい保険証については、発行後事業主の皆様へ送付いたしますので、それまでお使いの旧保険証と交換のうえ、被保険者様へお渡しください。旧保険証については、年金事務所・事務センターへご返却くださいますよう、ご協力をお願いします。

なお、被扶養者の氏名変更については届出の省略は行われないため、従来通り日本年金機構へ変更の届出が必要となります。

また、被保険者の方であっても、70歳以上の方やマイナンバーの登録がない方については、届出の省略ができない場合があります。

【裏面もご覧ください】